

滋賀県による内容確認結果と対応

参考資料3

滋賀県による確認：令和7年8月～10月

※字句の修正等の軽微なものは除いて整理

1 計画全体を通じた記載方法に関するもの

| 頁 | 修正箇所 項目 | 意見等 | 対応 |
|---|------------|--|--|
| | | | |
| 1 | - | <p>主語を「大津市は」とするなど、実施主体を明確にしてください。</p> <p>【参考：都道府県行動計画に係る統括庁による事前確認資料より】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県行動計画が定めるのは主に都道府県の取組についてであるが、新型インフルエンザ等対策は関与する主体が多岐にわたり、適切な連携を図る上で、それらの関係について明らかにしておくのが望ましいことから、主体が都道府県である場合も含めて、できるだけ取組の主体を明確化して記載すること。（特措法7条2項5号に、都道府県行動計画には「新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項」について記載する旨の規定あり） <p>※市町村行動計画についても、特措法第8条第2項第4号に、「新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項」について記載する旨の規定あり</p> | <p>国や県、保健所設置市、市町村などの様々な主体の取り組むべきことを記載する必要がある政府、県の行動計画と異なり、本市の計画は、政府や県、他市町の取組の記載はなく、ほぼ全てが大津市の取組となっています。連携に関しても同様であり、市を含まないものではなく、市が連携する相手方については明確に記載していると考えます。</p> <p>市が策定する計画であることを考慮すると、記載されている取組の実施主体は市であるとどうえることが自然であり、特に主語の記載がなくても大津市が実施することは明確であると考えます。</p> <p>ついては、読みやすさの観点から、全てに「市は」などの主語を追記することは避けますが、より明確となるよう目次の下部に以下の注釈を追記します。</p> <p>注釈 本計画記載事項の実施主体は、特に「国が」「関係団体は」等の記載がない場合は大津市。連携、協力に関する記載においても同様であり、「…と連携し」等、連携、協力の相手方のみ示されているものは、大津市がその相手方と連携、協力することを示している。</p> |
| 2 | - | <p>計画全体を確認すると、「市民」、「市民等」、「住民」の3種類の言葉を使用されています。意図して使い分けているのか、御確認をお願いします。</p> <p>【参考：国QA No. 282、283】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住民」は地方自治法第10条に基づく「住民」を想定しており、国籍を問わず、当該自治体に住所地（実務的には住民票）を有する人 「住民等」の「等」は旅行者や在留資格を持たない外国人といった方々を指している | <p>基本的に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民」 → 大津市に居住されている方 「市民等」 → 「市民」に加え、大津市に勤務、通学されている方、旅行者や在留資格を持たない外国人といった方々を幅広く含む。 <p>として使用しています。</p> <p>上記の考え方に基づき、全体を確認・修正します。（「住民」については「市民等」に修正）</p> |

2 取組に関するもの

| 修正箇所 頁 | 修正箇所 項目 | 意見等 | 対応 |
|-----------------|----------------------|---|--|
| | | | |
| 1 P51 P56 | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <p>【記載内容】 1-2-1④ 新型インフルエンザ等に関する情報の市民等への周知・広報や、市民からの相談受付、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援に当たっては、滋賀県から新型インフルエンザ等に関する情報提供を受ける必要があることから、有事における円滑な連携のため、情報連携の具体的な手順について滋賀県と共有する。（政策調整部、保健所）</p> <p>3-1-1⑤ 市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付を実施するとともに、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援を行うため、より適切に実施できるよう、平時に定めた情報連携の具体的な手順により継続的に滋賀県と連携し、情報を共有する。（政策調整部、総務部、保健所）</p> <p>【意見】 保健所設置市は感染者の情報を把握していることから、「滋賀県から新型インフルエンザ等に関する情報提供を受ける必要があることから」、「平時に定めた情報連携の具体的な手順により継続的に滋賀県と連携し」といった記載は不要と考えられます。 庁内の生活支援を行う部局（高齢者支援部局等）との情報連携体制の整備は必要と思われますので、検討願います。</p> | <p>御指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ④保健所は、有事における円滑な連携のため、新型インフルエンザ等に関する情報の市民等への周知・広報や市民等からの相談受付、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察、生活支援に係る情報連携の具体的な手順を庁内関係課と共有する。（政策調整部、市民部、健康福祉部、保健所）</p> <p>3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ⑤市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民等からの相談受付を実施するとともに、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援を行うため、より適切に実施できるよう、平時に定めた情報連携の具体的な手順により継続的に庁内関係課が連携し、情報を共有する。（政策調整部、総務部、市民部、健康福祉部、保健所）</p> |
| 2 P81 P82 | 検査 | <p>【意見】 感染症法に基づく行政検査は県・保健所設置市に義務が課されているため、新型インフルエンザ等の行政検査の必要がある場合で医療機関・民間検査機関の検査体制が整備されるまでの間は、行政機関の施設において検査を実施する必要があります。 新型インフルエンザ等が発生した場合における新型インフルエンザ等の検査は基本的に毎日（土日も含めて）実施するものであり、大津市分も含めて県ですべて実施できる体制を平時から整備するのは困難であるため、①大津市の施設で行政検査ができる体制の整備、または②県の施設（衛生科学センター）において、大津市職員が共に検査を実施することについて検討願います。</p> | <p>御意見を踏まえ、下記のとおり追加・修正します。</p> <p>1-1. 検査体制の整備 ⑤有事における検査体制の拡大時に衛生科学センターに職員を派遣できるよう、滋賀県が実施する検査に関する研修に参加する。</p> <p>2-1. 検査体制の整備 ①対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能にするため、本市感染症予防計画で想定している検査能力を速やかに確保するよう、滋賀県に衛生科学センターの検査体制の充実・強化を依頼するとともに、滋賀県の求めに応じて衛生科学センターに職員を派遣する。 また、検査等措置協定締結機関等には協定に基づき、検査体制の充実・強化を要請する。</p> |
| 3 P84 | 保健 | <p>【記載内容】 流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間に想定される業務量に対応するため、保健所、本庁等からの応援職員、IHEAT要員等、保健所の体制整備のための人員を確保する。（総務部、保健所、関係部局） なお、本市職員による応援体制は下記のとおり平時から確保しておく。 ・ 医療職職員 感染拡大時に必要とされる業務を担うことを想定し、医療職職員は平時から保健予防課職員を兼務する。 ・ 事務職 感染拡大時に迅速に感染症業務の支援に入ることを想定し、感染症実務担当経験者、新型コロナ対応業務経験者で構成する感染症業務支援隊を組織する。</p> <p>【意見】 「県等から保健所に対する職員の応援派遣要請があった場合の人員確保」について、記載いただきたく存じます。</p> | <p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>1-1-1. 応援職員の確保 流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間に想定される業務量に対応するため、保健所、本庁等からの応援職員、IHEAT要員等、保健所の体制整備及び滋賀県からの職員の応援派遣要請に対応するための人員を確保する。（総務部、保健所、関係部局） なお、本市職員による応援体制は下記のとおり平時から確保しておく。 ・ 医療職職員 感染拡大時に必要とされる業務を担うことを想定し、医療職職員は平時から保健予防課職員を兼務する。 ・ 事務職 感染拡大時に迅速に感染症業務の支援に入ることを想定し、感染症実務担当経験者、新型コロナ対応業務経験者で構成する感染症業務支援隊を組織する。</p> |

| | | | | |
|---|------------|----|--|---|
| | P92 | 保健 | <p>【県行動計画の記載内容】</p> <p>3-1 ②県は、新型インフルエンザ等の発生時には、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、大津市を支援する。また、国、他の都道府県、大津市と連携して、感染経路、濃厚接触者等にかかる情報収集、医療機関および福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援などを行う。</p> <p>※ 大津市の計画案に記載がなかったもの。 特に意見は付されていないが整合性を図るため修正</p> | <p>御意見を踏まえ、下記のとおり追記します。</p> <p>3-1. 保健所対策本部体制への移行 ②保健所対策本部は、滋賀県と連携して感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関・関係団体等との連携を含む保健活動の全体調整を行うとともに、福祉関係課と密接に連携して感染症対応にあたる。</p> |
| 4 | P96 P97 | 保健 | <p>【全市町要記載】</p> <p>3-1. 有事体制への移行 ①県等は、本庁等からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所における感染症有事体制を確立するとともに、衛生科学センターにおける検査体制を速やかに立ち上げる。</p> <p>3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し ①県等は、引き続き必要に応じて、交替要員を含めた、本庁等からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。</p> <p>※市町の行動計画には、「県等から保健所に対する職員の応援派遣要請があった場合、協力する」旨を記載いただき存じます</p> | <p>下記のとおり追記します。</p> <p>3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行 ④滋賀県から職員の応援派遣要請があった場合は、可能な限り協力する。</p> <p>3-3-2-1. 迅速な対応体制への移行 ④流行初期に引き続き、滋賀県から職員の応援派遣要請があった場合は、可能な限り協力する。</p> |
| 5 | P96 | 保健 | <p>【記載内容】</p> <p>3-3-1-2 ①国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、本市感染症予防計画に基づき、滋賀県と連携して衛生科学センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（保健所）</p> <p>【意見】 感染症法に基づく行政検査は県・保健所設置市に義務が課されているため、新型インフルエンザ等の行政検査の必要がある場合で医療機関・民間検査機関の検査体制が整備されるまでの間は、行政機関の施設において検査を実施する必要があります。新型インフルエンザ等が発生した場合における新型インフルエンザ等の検査は基本的に毎日（土日も含めて）実施するものであり、大津市分も含めて県ですべて実施できる体制を平時から整備するのは困難であるため、①大津市の施設で行政検査をできる体制の整備、または②県の施設（衛生科学センター）において、大津市職員が共に検査を実施することについて検討願います。</p> | <p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>3-3-1-2. 検査体制の拡充 ①国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、本市感染症予防計画に基づき、滋賀県と連携して衛生科学センターや検査措置協定締結機関等における検査体制を拡充するとともに、滋賀県の求めに応じて、衛生科学センターに職員を派遣する。</p> |